

1. 件名：新規制基準適合性審査への対応について（高浜設置許可（警報無し津波））
2. 日時：令和2年8月27日 16時45分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、藤原主任安全審査官、田澤審査チーム員、立元審査チーム員、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 副事業本部長 他20名※

## 5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社から、本日の審査会合（第891回 公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた補正申請の検討を依頼するとともに、補正申請を受けた後の内容確認において論点が認められた場合には、審査会合で議論することとした。

<潮位計（防護用）の運用にあたって必要な通信連絡設備について>

○取水路防潮ゲートを閉止する運用については、3台の潮位計（防護用）のうち2台が判断基準に達したことを、1/2号炉の中央制御室と3/4号炉の中央制御室が連携して確認し、循環水ポンプ停止（プラント停止）を確認した後に、1/2号炉の中央制御室において取水路防潮ゲートの閉止操作を行うこととしている。1/2号炉の中央制御室と3/4号炉の中央制御室の連携を成立させるためには、1/2号炉の中央制御室と3/4号炉の中央制御室の間での通信連絡設備が必須であるが、申請されている津波防護施設に通信連絡設備が含まれていないことから、追加すること。

<監視モニタ（電源系含む）の設備構成について>

○監視モニタのこれまでの説明では、1/2号炉及び3/4号炉に設置する監視モニタ（電源系を含む）については、有線又は無線により伝送される各号炉の潮位データを監視モニタ内の演算装置においてそれぞれ演算処理を行い、監視モニタの表示画面に表示する設計と聞いていたところ、無線により伝送される潮位データは、演算処理を行ったうえで、伝送し、結果のみを監視モニタの表示画面に表示すると説明が変更されている。補正書では、

潮位計（防護用）（潮位検出器、送受信ユニット、監視モニタ（電源系含む）

（1号、2号、3号及び4号共用、一部既設）（「津波監視設備」と一部兼用及び「計測制御系統設備」と兼用） 個数4

とだけ記載されており、4個の潮位計（防護用）がそれぞれどのユニット（炉）に所属しているのか、潮位計（防護用）を構成する潮位検出器や送受信ユニット等のような組合せで個数4になるのか、申請書から読み取れない（設工認ではユニットごとに申請することになる）ことから、整理すること。

<1/2号炉の中央制御室のみでしか操作が行えない取水路防潮ゲート閉止の運用における送受信ユニット（無線）の位置づけについて>

○潮位計（防護用）の設備構成について、中央制御室間で循環水ポンプを停止したことを確認したうえで、1/2号炉の中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止する手順であることから、潮位計（防護用）は安全重要施設（MS-1ないしMS-1相当）である。また、1/2号炉及び3/4号炉の中央制御室で同時に監視する設計となっているが、有線による伝送と無線による伝送が混在した設計となっており、無線による伝送については、MS-1ないしMS-1相当設備としての実績がないことから、安全重要施設（MS-1ないしMS-1相当）に対する適合性の説明として、本日の審査会合で説明のあった方針に基づき、無線設備を設置許可基準規則第26条の要求事項に対応する設備との位置づけとした上で、有線設備並びに通信連絡設備を用いた1/2号炉及び3/4号炉中央制御室の連携により安全重要施設（MS-1ないしMS-1相当）に対する適合性を説明すること。

<その他>

○発電所構外における観測潮位を活用した取水路防潮ゲートの閉止に係る運用について、申請書本文に記載されているが、自社設備でない設備を用いた運用であることを踏まえ、申請書上の位置付けについて再検討すること。

(2) 関西電力株式会社から、了解した旨、回答があった。

## 6. その他

提出資料なし

以上